

## 当制度をご利用いただく方へ

**利子補給** …… 利用者の負担を軽減するため、市が利子の一部を補給します。償還時、該当の利率（中面をご参照ください）が減額されます。  
 ※令和5年3月31日以前に実行された融資に関しては、償還時での減額ではなく、補給分を後日、一括してご指定の口座にお支払いします。対象となる方には別途申請書をお送りいたします。  
 ※延滞・滞納、代位弁済、市外転出等があった場合には、補助対象外となります。

**保証料補助** …… 融資実行の際は、融資決定額から保証協会の定める料率による保証料が差し引かれますが、原則としてこの保証料の2分の1を融資実行後に市が補助します。対象者には融資実行後に申請書をお送りします。  
 ※利用者が償還期間中に一括繰上償還を行った場合、残りの償還期間に応じて保証協会より返戻金が支払われますので、その際は、返戻金の2分の1（東京都との制度連携の場合は全額）を市へ返還していただきます。返還がないときは、再度融資のあっせんは行いません。

**東京都との制度連携** …… 令和4年度より東京都中小企業事業制度融資と連携したことに伴い、一部の東京都の要件も満たす融資申込みは、東京都および国立市それぞれから信用保証料の補助を受けられるようになりました。詳細は市ホームページに掲載されている条件表をご確認いただくか、国立市まちの振興課までお問い合わせください。  
 ※制度連携の対象は「国立市中小企業事業資金融資（小口零細）」および「国立市中小企業事業資金融資（開業資金）」のみです。ただし「国立市中小企業事業資金融資（開業資金）」は、下記の責任共有制度対象となること等が制度連携要件のため、お申込み時に希望されていても対象とならない場合があります。あらかじめご了承ください。

融資取扱金融機関					
多摩信用金庫	国立支店	☎574-1111	山梨中央銀行	国分寺支店	☎324-3750
	東立川支店	☎524-0611		立川支店	☎536-0871
		北山支店	☎573-4711	りそな銀行	国立支店
三井住友銀行	国立支店	☎572-3111	大東京信用組合	立川支店	☎524-6681
東京都信用農業協同組合連合会	本店	☎523-3151	※東京みどり農業協同組合国立支店・富士見台支店経由で取り扱います。		

**信用保証協会** …… 東京信用保証協会 立川支店 ☎525-6621  
 中小企業が金融機関から資金の融資を受けようとする場合、その事業者の債務保証人となってその借入を容易にし、中小企業の育成を支援する機関です。

**責任共有制度** …… これまで、信用保証協会の保証付融資については、信用保証協会が原則として融資額の100%を保証していましたが、平成19年10月から、小口融資などの一部を除き、金融機関が融資額の20%相当を負担することになりました。また、国立市中小企業事業資金融資（開業資金）については信用保証協会にて、責任共有制度の対象となるかどうか決定されます。

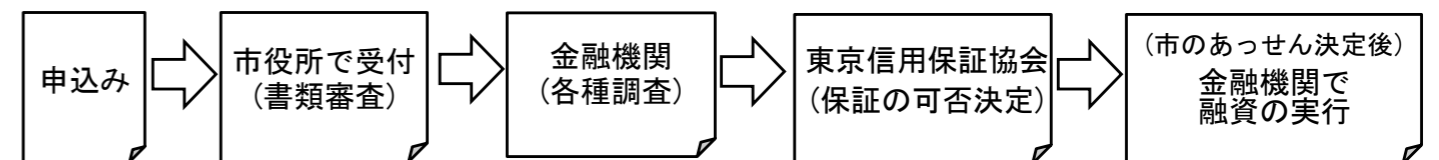
# 令和7年度

## 国立市中小企業事業資金等 融資あっせん制度のご案内

国立市では、市内中小企業者等の皆様が、事業経営に必要な事業資金を有利な条件で受けられるよう、金融機関への融資あっせんを行っています。ご利用いただくことにより、利子および信用保証料の一部を補助します。

- ◇ご利用になれる中小企業者（中小企業基本法第2条による中小企業）
- ・対象業種……製造業等・卸売業・小売業・サービス業・医療法人等で、東京信用保証協会の保証対象業種であること。（ただし、医療法人は小口零細企業保証制度の要件を満たす場合のみが対象となります）
- ＜中小企業事業資金＞※①②どちらかに該当すること
- ①資本の額または出資の総額が3億円以下（卸売業は1億円以下、小売業・サービス業は5千万円以下）
  - ②常時使用する従業員が300人以下（卸売業・サービス業は100人以下、小売業は50人以下）
- ＜緊急事業資金＞※①②どちらかに該当すること
- ①資本の額または出資の総額が1千万円以下
  - ②常時使用する従業員が50人以下
- ◇個人事業者、農業を営む方、特定非営利活動法人、商店街を組織する団体もご利用いただけます。  
 ※その他、融資の要件があります。内側のページをご確認ください。  
 ※国立市暴力団排除条例に基づき、当制度を利用してお申し込みのあった融資が暴力団の活動を助長および暴力団の運営に資することとなるものと認められたときは、融資の決定を認めない、または決定した融資の取り消しを行います。

## 申込みからご融資までの流れ



※お申込みから融資実行まで、おおよそ1ヶ月かかります。  
 ※信用保証協会を使用しない場合、別途連帯保証人が必要となります。詳細は内側のページをご確認ください。

お申込み・ご相談は  
 国立市 生活環境部まちの振興課商工観光係（市役所地下61番窓口）まで  
 TEL042-576-2111（内線347）  
 ※訂正には印鑑が必要になりますので、申請の際お持ち下さい。

## 令和7年度国立市中小企業事業資金・緊急事業資金 融資あっせん制度

条件 制度	融資の要件	資金の使いみち	融資限度額	融資利率	利子 補給	融資期間及び 返済方法	連帯保証人などご注意 いただきたいこと	申請に必要な書類	
中 小 企 業 事 業 資 金	<b>運転資金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業（法人・個人）※詳細(資本金等要件)は表紙をご確認ください</li> <li>・農業（法人・個人）</li> <li>・特定非営利活動促進法第2条第2項に規定するNPO法人</li> </ul> (A)年齢18歳以上(個人)で、市内に引き続き1年以上住所を有し(法人は登記上の本店所在地)、かつ市内で同一事業を1年以上営んでおり(※1)、市税の納税義務者で滞納(延滞金等を含む)をしていない方(※2)	(イ)商品、原材料の仕入資金買掛(手形)金の決済、諸経費の支払い等	万円	%	%	(B)法人の代表者(連帯保証人)について (1)納期の経過した市区町村税を滞納していない方(延滞金等も含む) (2)一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる方 (3)年齢18歳以上の方 (4)この融資制度で他に保証していない方 ※東京信用保証協会を利用しない場合(事前に融資取扱金融機関とご相談ください)は、経営者本人以外に連帯保証人が必要になります。この連帯保証人は上記(1)、(2)、(4)に加えて年齢18歳以上、住民税の課税のある納税義務者であり、市内または近隣市(同一市内に2年以上)に在住していることが必要です。	(1)申込書・事業計画書 (2)個人の場合：市税の納税証明書、住民票 (3)法人の場合：法人の市税の納税証明書、履歴事項全部証明書、前期決算書の写し(※「別表1」、「法人事業概況説明書」「損益計算書」) (4)連帯保証人の住民票、市税の納税証明書 (5)「設備資金」、「開業資金」の申込みには、正式な見積書、仕様書、請書、カタログ等 (6)その他市長が必要と認めるもの ※住民票はマイナンバーの記載がなく、世帯全員が記載されているものをご用意ください。 ※金融機関の審査で別途書類が必要になります。 ※課税証明書ではなく納税証明書が必要となります。	
	<b>設備資金</b>	(個人事業の運転資金で、市内在住1年以上の場合は保証協会の保証を受けた上で、東京都内の営業の本拠も可) ※1 売上実績が必要となります。申込時に休業中の方は利用できません。 ※2 市税の課税のない方や、分割で納税されている方は利用できません。	(ロ)市内の店舗、工場等の新築ならびに増改築、機械器具、および車両等購入	500	2.0	2.1			84ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還
	<b>運転資金及び設備資金</b>		上記(イ)、(ロ)に同じ	700	2.1	1.0	84ヶ月以内(据置6ヶ月を含む)割賦償還		
	<b>開業資金</b>	年齢18歳以上(個人)で、市内に住所を有し(法人は登記上の本店所在地)、かつ、市内でこれから事業を始めようとする(市内で開業後1年未満も含む)、市税の納税義務者で滞納(延滞金等も含む)をしていない方 ※法人の場合は代表者の市税を確認します	新規に事業を始めるにあたって必要な資金 上記(イ)、(ロ)に同じ	700	1.9 <small>(国立市から認定特定創業支援事業の証明を受けている場合は1.7%)</small>	1.0	84ヶ月以内(据置6ヶ月を含む)割賦償還		※近隣市……立川市・府中市・昭島市 調布市・小金井市・小平市・日野市・国分寺市 東大和市・武蔵村山市 ※保証協会の保証を受ける場合でも、担保や追加の連帯保証人を求められることがあります。
	<b>障害者向け店舗改造資金</b>	設備資金に同じ ※設備資金及び開業資金との併用可。 詳細については別途ご相談ください。	誘導板、段差改良、自動ドア等改造、設置に必要な資金	200	1.9	融資利率の3/4	24ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還		
	<b>商店街整備資金</b>	「中小企業団体の組織に関する法律」等により設立された団体ならびに任意に商店街を組織し、3年以上経過している団体	街路灯、アーケード、駐車場施設、道路舗装、アーチ設置等の共同事業	5,000	2.1	1.5	120ヶ月以内 ただし1,500万円までは72ヶ月以内(据置12ヶ月を含む)		金融機関が指定する役員 (1)上記(1)～(5)に同じ (2)規約、総会議事録、収支予算、決算書、同意書等 (3)その他、市長が必要と認めたもの
中 小 企 業 事 業 資 金 (小 口 零 細)	◇本制度は責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度に対応したものです◇							(1)上記(1)～(6)に同じ ※申込書の様式は異なりますのでご注意ください。 《緊急事業資金の申し込みには》 (2)個人の場合：直近年の確定申告書の写し 【利用例】中小企業事業資金(小口零細) (例1)保証協会を初めて利用する方や、保証付融資を既に完済されている方は ⇒ 融資限度額まで申込みが可能です。 (運転500万、設備、運転・設備700万円まで) (例2)保証付融資の利用残高が1,600万円の方は ⇒ 400万円までの融資申込みが可能です。	
	<b>運転資金(小口零細)</b>	・中小企業(法人・個人) (1)上記の融資の要件(A)を満たしていること	上記(イ)に同じ	500	1.8	1.0	48ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還		
	<b>設備資金(小口零細)</b>	(2)常時使用する従業員数が20人以下、ただし卸・小売・サービス業を主たる事業とする事業者については5人以下であること	上記(ロ)に同じ		1.9		60ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還		
	<b>運転資金及び設備資金(小口零細)</b>	(3)受けようとする融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること(⇒利用例参照)	上記(イ)、(ロ)に同じ	700	1.9	1.0	84ヶ月以内(据置6ヶ月を含む)割賦償還		
<b>緊急事業資金(小口零細)</b>		従業員の給与支払い、手形決済など緊急に資金が必要となったとき	300	1.9	1.0	36ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還			
緊 急 事 業 資 金	<b>緊急事業資金</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業（法人・個人）※詳細(資本金等要件)は表紙をご確認ください</li> <li>・農業（法人・個人）</li> <li>・NPO法人</li> </ul> 年齢18歳以上(個人)で、市内に引き続き1年以上住所を有し(法人は登記上の本店所在地)、かつ、市内で同一事業を1年以上営んでおり、市税の納税義務者で滞納(延滞金等も含む)をしていない方	従業員の給与支払い、手形決済など緊急に資金が必要となったとき	300	2.1	1.0	36ヶ月以内(据置2ヶ月を含む)割賦償還	法人の代表者(連帯保証人)について (1)納期の経過した市税を滞納していない方(延滞金等も含む) (2)一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる方 (3)年齢18歳以上の方 (4)この融資制度で他に保証していない方 ※その他、中小企業事業資金と同じです。	(1)申込書・事業計画書 (2)個人の場合：市税の納税証明書、住民票、直近年の確定申告書の写し (3)法人の場合：法人の市税の納税証明書、履歴事項全部証明書、前期決算書の写し※ ※「別表1」「法人事業概況説明書」「損益計算書」 (4)連帯保証人の住民票、市税の納税証明書 (5)その他、市長が必要と認めたもの ※住民票はマイナンバーの記載がなく、世帯全員が記載されているものをご用意ください。

※緊急事業資金、緊急事業資金(小口零細)に限り、その他の融資あっせん制度と重ねて利用ができます。